

整理番号

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額（合計欄の金額）を入力し、差し引いて計算してください。

年 月 日

税務署長

様

年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

●予定納税について

あなたの 年分の予定納税基準額及び予定納税額（第1期分・第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に入力された申告納税額（又は下の23欄の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

予定納税額（第1期分）の金額は、予定納税特別控除額（3万円）を差し引いた後の金額を記載しています。

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第1期分： 年 月 日 第2期分： 年 月 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第1期分： 年 月 日 ～同年 月 日 第2期分： 年 月 日 ～同年 月 日	電子通知を希望した方へは納付書を送付していません。左記納付期間にメッセージボックスに格納される納付区分番号通知から納付してください。納付書が必要な方は最寄りの税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れるとそれぞれの期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれます。)		1 円
1欄の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		2
差引 総所得金額 (1欄-2欄)		3
年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		4
所得から差し引かれる金額		5
課税される所得金額 (5欄の金額を、まず3欄の金額から差し引き、引ききれないときは、4欄の金額から差し引きます。)	3欄に対する金額	6
	4欄に対する金額	7
課税される所得金額に対する税額	年分の変動所得の超過額	8
	年分の変動所得	9
	た る 雑 所 得 の 金 額	9
	差 引 金 額 (8欄-9欄)	10
	調整所 得金額 { (6欄-10欄×4/5) } 又は { (6欄×1/5) }	11
	特 別 所 得 金 額 (6欄-11欄)	12
	調整所得金額に対する 平均税率及び税額 %	13
	特 別 所 得 金 額 に 対 する 税 額 (12欄×13欄の平均税率)	14
	7 欄 に 対 する 税 額	15

課税される所得金額に 対する税額 (13欄+14欄+15欄)	16
配当控除 投資税額等の控除 (特定増収策等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	17
差 引 所 得 税 額 (16欄-17欄)	18 (赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	19
所得税に係る源泉徴収税額 (下の27欄の金額)	20
再 差 引 所 得 税 額 (18欄-19欄-20欄)	21 (赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 21欄×2.1%	22
予 定 納 税 基 準 額 (21欄+22欄)	23

20欄の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額		24 円
24欄のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの		25
差 引 税 額 (24欄-25欄)		26
26欄のうち所得税に係る源泉徴収税額 (26欄×100/102.1)		27

電子通知